

新国立競技場の整備に関する  
国・東京都の財源検討ワーキング・チーム（第3回）  
議事録

日 時：平成27年10月23日（金）10:30～10:50

場 所：都道府県会館

出席者：古谷内閣官房副長官補、中川内閣官房新国立競技場の整備計画再検討推進室総括審議官、内藤総務省大臣官房審議官（財政制度・財務担当）、美並財務省主計局次長、高橋文部科学省スポーツ庁次長、安藤副知事、潮田政策企画局次長、小山オリンピック・パラリンピック準備局理事（大会準備調整担当）、山田財務局主計部担当部長

【中川審議官】

それでは、皆様お揃いのようなので、3回目のワーキング・チームを始めさせていただきます。

まず、資料1の日程ですが、今日は財政負担に対する基本的な考え方ということで、具体的な分担案も含めて議論をさせていただくということで、第4回のワーキング・チームを11月の適切な時期に設定をさせていただきたいと思っております。

それも踏まえて、最終的には都知事と遠藤大臣の面談も踏まえて、そして、まとまるということでありましたら、政府の方も速やかに関係閣僚会議を開催して方針も政府としても決定していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、さっそく内容ですが、基本的な考え方について、主計局の美並次長より説明をお願いします。

【美並次長】

資料2と資料3を一緒に見ていただければと思いますが、資料2の方で、基本認識として新国立競技場は国として責任を持って整備を進め、東京都も全面的に協力するという認識です。

2番の財源スキームでありますけれど、国の負担、スポーツ振興くじ、東京都の負担で財源を負担します。

その考え方については、資料3を見ていただいた方がいいかと思いますが、いわゆる1,590の整備費があって、それから解体工事費があります。

一方で、いろいろ議論しておりました日本青年館はこの分担対象経費の枠外であるということといたしまして、この本体、それから周辺整備、設計監理等の中から、個別の負担が決まっている道路のデッキ、それから上下水道工事を除いた1,581億円、黄色のこれが分担対象経費、ここを基本的に国とくじと東京都で2：1：1で分担するというのが基本的

な考え方です。

なお、くじの方ですけれど、今、5%を整備費に充てるということにしていますが、法律改正で28年度から35年度まで10%に引き上げられることを想定しています。

ただし、引き上げにあたっては、国庫納付の割合を3分の1から4分の1の割合へと変更することを想定しています。

したがって、くじから整備費にあたる費用の内、国庫納付の負担する割合が高くなるということをございます。

資料2の最後のところですが、東京都の負担については、先ほどの2:1:1と重複する部分もありますけれど、国直轄の公共事業における地方負担のあり方を参考に、国と都で2:1とする。

ただし、注として、先ほど言ったことも含めて、くじの売上については、国庫納付の減少が生じますので、国の負担には当該国庫負担減少見合いの額を含むということをございます。

それから先程、分担対象経費を除いた2つについて、連結デッキ2基分、資料3でいうところの左側にある37億円、これは東京都が全額負担する。

上下水道工事26.7億円、これは分担対象経費の右側にあると思いますが、これはJSCが全額を負担する。

したがって、ここで資料3の方を見ていただければと思いますけれど、基本の2:1:1に加えて都の負担額としては、この道路のデッキ、それから東京体育館デッキ接続改修と現都営住宅敷地の公園整備分、これは本体・周辺・設計監理の外ではありますが、東京都で負担していただく経費16億円を足しまして、都の負担額は、この新国立競技場の整備に関連する経費も含めて448億円ということになります。

今後の話として、資料2の中ほど、④に戻りまして、以下の要因により、上記財源スキームに不足が生じた場合には、2:1:1の考え方に基づいて負担すると。

以下の要因として2つ特定しておりまして、賃金又は物価等の変動が生じた場合による上昇が生じる場合、それから、消費税率、現行8%で試算しておりますけれども、29年4月1日以降、10%が適用されますので、この10%が適用される場合には、その差額が別途必要と。

こういう要因により不足が生じた場合には、2:1:1で負担するということをございます。

(3) 法的根拠についてということで、東京都が負担するにあたりまして、地方財政法第12条の規定に抵触することのないよう、国は必要な法的措置を講じると。

(4) の追加費用のところ、議論させていただきました「建設工事と分離して別途導入される設備・機器等」については、東京都は費用を負担しないということをございます。

説明としては以上でございます。

**【中川審議官】**

それでは、何か御意見がございましたらお願いいたします。

**【潮田次長】**

資料2と3につきましては、お話を伺いました。

東京都として内容を確認させていただきたいと思っております。

**【小山理事】**

私どもの、都側として負担する理由については、定量的には難しいというお話をいただいております。

ただ、定性的な言い方、説明ぶりにつきましては、今後取りまとめていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

**【中川審議官】**

それでは、他にはございますか、よろしいですか。

だいぶ予定よりは早いですけれども、まだまだ長いプロセスですので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

(以上)